

＜改正概要＞

今までの規則に暴風雪警報を追加し、特別警報、暴風警報または暴風雪警報が発令された場合の対応に改正しました。また、公共交通機関の曖昧な表現の修正、その他の警報等での対応、特別警報及び警報についての概要を追加しました。

- すべての特別警報、暴風警報または暴風雪警報が発令された場合（大雨、洪水等その他の警報は対象外）
 - （１）午前６時の時点で神戸市に特別警報、暴風警報または暴風雪警報が発令されている場合は、午前中を休講とする。
 ※午前６時以降、登校途中に上記警報が発令された場合は、安全を確保しながら帰宅するとともに午前１０時の状況を確認すること。
 - （２）午前１０時の時点で神戸市に特別警報、暴風警報または暴風雪警報が発令している場合は、全日休講とする。
 - （３）午前１０時の時点で神戸市に特別警報、暴風警報または暴風雪警報が解除された場合は、午後から通常授業を行う。
 ※特別警報、暴風警報、暴風雪警報発令に際し、「兵庫県南部」、「阪神地域」と表現されることがあるが、この場合においても同様の取り扱いとする。

- 地震、特別警報等^(#1)により三ノ宮駅に乗り入れている下記の公共交通機関が運休となった場合
 - （#1）「地震、特別警報等」とは、地震、特別警報以外に大雨、洪水などで電車が運休となることで、電車の故障、事故等で一時的に運休（不通）になることではありません。
 - ＜対象となる公共交通機関＞
 - ①神戸新交通ポートアイランド線（ポートライナー）
 - ②三ノ宮駅より東側は、ＪＲ西日本（神戸線）、阪神電車（阪神本線）、阪急電鉄（神戸線）
 - ③三ノ宮駅より西側は、ＪＲ西日本（神戸線）、山陽電車（山陽電気鉄道）
 - ※但し、②は三ノ宮駅より東側３路線全てが同時、同時期に運休している場合、③は三ノ宮駅より西側２路線全てが同時、同時期に運休している場合に限る。
 - （１）午前６時の時点で上記公共交通機関の①、②または③が運休しているときは、午前中を休講とする。
 ※午前６時以降１０時前までに上記公共交通機関が運休している場合も同様の扱いとする。
 - （２）午前１０時の時点で上記公共交通機関が運休しているときは、全日休講とする。
 - （３）午前１０時の時点で上記公共交通機関が運転再開しているときは、午後から通常授業を行う。

- 大雨警報及び大雪警報等が発令された場合の注意事項
 - （１）大雨警報が発令された場合
 - 基本的に通常通り授業を実施する。しかし、集中豪雨などの場合、天候の状況によって河川の氾濫、道路の冠水等が起きる可能性があるため、道路等の安全を確認して登校すること。危険が予想される場合は、無理せずに登校を見合わせ、学校まで遅刻等の連絡をすること。
 - （２）大雪警報が発令された場合
 - 基本的に通常通り授業を実施する。しかし、公共交通機関の運行状況や道路の通行状況によっては、登校が困難な場合があるため、安全状況を確認して登校すること。危険が予想される場合は、無理せずに登校を見合わせ、学校まで遅刻等の連絡をすること。
 - （３）その他の警報について
 - 基本的に通常通り授業を実施する。安全を確認して登校すること。しかし、登校時に危険が予想される場合は、無理せずに登校を見合わせ、学校まで遅刻等の連絡をすること。

※その他、事前に天災等による安全確保が困難と想定される場合は、校長の判断により休講とする場合がある。その場合、原則として当校ホームページに掲載する。

※登校後に特別警報、暴風警報または暴風雪警報の発令、公共交通機関の運休等が想定される場合、担当教員の指示に従って行動すること。

※休講時以外で、天災等の理由のためやむを得なく遅刻、欠席した場合は、遅刻、欠席の理由を明記した「欠席・遅刻・早退届」を提出すること。

○ 気象庁の気象等における特別警報及び警報について（令和3年1月時点）

特別警報（6種類）

| | |
|---------|---|
| 大雨特別警報 | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表されます。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表されます。 |
| 大雪特別警報 | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表されます。 |
| 暴風特別警報 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表されます。 |
| 暴風雪特別警報 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表されます。 |
| 波浪特別警報 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表されます。 |
| 高潮特別警報 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表されます。 |

警報（7種類）

| | |
|-------|---|
| 大雨警報 | 大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表されます。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続します。 |
| 洪水警報 | 河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。対象となる重大な洪水災害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられます。 |
| 大雪警報 | 降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。 |
| 暴風警報 | 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。 |
| 暴風雪警報 | 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒が呼びかけられます。但し「大雪＋暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪警報が発表されます。 |
| 波浪警報 | 高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。 |
| 高潮警報 | 台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。 |